

入札公告

次のとおり制限付き一般競争入札を行います。

令和 8年 2月 1日

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社
理事長 丸山 文広

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 名古屋市民御岳休暇村 事業用バス売却
- (2) 履行場所 長野県木曽郡王滝村3159番地25 名古屋市民御岳休暇村
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約期間 契約締結日から起算して30日以内

2 競争入札参加資格

- (1) 長野県木曽郡内町村に自動車販売買取を行う本店、支店または営業所を有する者であること。
- (2) 過去5年以内に、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社と自動車の販売買取の取引実績がある者。
- (3) 自動車販売買取法に基づく許可の取消し、若しくは営業の禁止若しくは停止の処分を受けたことがない者、またはその事実があった後1年間を経過した者。
- (4) 次の税を滞納していない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす）。
 - ①法人市町村民税・県民税
 - ②固定資産税
 - ③消費税及び地方消費税
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと

3 入札手続きにかかる事項

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒397-0201 長野県木曽郡王滝村3159番地25

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 総務課

電話 0264-48-2111 FAX 0264-48-2874

メールアドレス keiri@ontake-kyukamura.net

担当：長谷川

(2) 仕様書等の入手方法

「おんたけ休暇村」ホームページに掲載されたものをダウンロードする。

アドレス <https://www.ontake-kyukamura.net/>

4 売扱物件

売扱物件は、現状有姿での引渡しとなります。必ず事前に現地を確認してください。現況と物件調書に差異が生じた場合には、現況が優先されます。

5 物件の公開

現地見学会は事前予約制としますので、希望者は希望日の前日までに総務課長谷川へご連絡ください。なお、日次は調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 見学会日

令和8年2月9日(月)から令和8年2月12日(木)まで

(2) 見学時間

午前10時から午後3時までの間

(3) 見学場所

おんたけ休暇村 セントラルロッジ 第2駐車場

6 入札

(1) 入札の方法

入札書は持参または郵送により提出してください。

(2) 提出場所

〒 397-0201

長野県木曽郡王滝村 3159-25

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 総務課 宛

(3) 入札書の作成方法

ア 入札書を封入する封筒に次の必要事項を記載してください。

(表面) 令和8年2月17日執行 事業用バス売却入札書在中

(裏面) 住所及び氏名

イ 入札書に黒のボールペンで住所、氏名及び金額を算用数字ではっきりと記入してください。

- ウ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ アで作成した封筒にイの入札書を入れ、封をした後、糊付け部分に割印をしてください。
- オ エで作成した封筒を、直接持参又は郵送してください。
- カ 郵送の場合は、エで作成した封筒を別の封筒に入れ、外封に「事業用バス売却入札書」と朱書きし、送付してください。簡易書留郵便により郵送し、かつ入札期間内に必着とします。
- キ 郵送の場合は、開札が終了するまで差出控えを保管してください。
- ク 提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(4) 入札回数

入札回数は、1回とします。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 契約保証金

免除します。

(7) 入札の無効

以下に該当する場合は、入札を無効とする。

ア 入札書に記入押印が無いもの

イ 入札書の文字が明確でないもの

ウ 入札金額を修正した入札又は鉛筆等の修正が容易な筆記用具により記載したもの

エ 同じ入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が投入されたもの

オ 入札に参加するために必要な資格のない者が入札したもの

カ 入札者が連合して入札をする等入札に際して不正の行為があったもの

キ 予定価格に達しない金額で入札したもの

ク 所定の入札書以外で入札したもの

ケ 入札参加者資格がある旨を確認された者であっても、開札時点において「2 入札参加資格」に掲げる参加資格のない者が行ったもの

- コ 提出書類について虚偽の申請をしたもの
- サ 提出期限までに入札関係書類が到達しないもの
- シ 入札関係職員の指示に従わない等開札会場の秩序を乱したもの
- ス その他、入札に関する条件に違反したもの

7 落札者決定

入札期間終了後、直ちに御岳休暇村セントラルロッジ内で開札を行い、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

入札者は開札に立ち会うことができますが、立ち会わない場合は地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により、当該入札事務に關係のない職員が立ち会うものとします。

- (1) 開札日次
令和8年2月17日(火) 午前10時から
- (2) 開札会場
おんたけ休暇村 セントラルロッジ 第2会議室
- (3) くじによる落札者の決定
最高価格での入札者が複数存在する場合は、当該入札者がくじを引き、落札者を決定します。ただし、入札者が立ち会っていない場合は入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (4) 落札結果の公表
落札者が決定したときは、落札者へ直接ご連絡いたします。

8 売買契約の締結

落札者は、契約締結期間までに名古屋市民休暇村管理公社と売買契約を締結してください。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）となります。なお、契約にかかる費用は、落札者の負担とします。

【契約締結期限】

令和8年2月27日(金) 午後5時 ※必着

9 売買代金の支払い方法

- (1) 売買代金の納付期限
令和8年2月27日(金) 午後5時
- (2) 売買代金の納付方法
契約締結と同時に、名古屋市民休暇村管理公社が指定する口座へ銀行振込みによる一括納付とします。なお、納付にかかる費用は、落札者の負担とします。

10 所有権の移転

所有権は、落札者が売買代金を完納した時点で移転します。なお、落札者は、記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売買代金の減額を請求することはできません。

11 引渡し

売買代金の納付確認後、日程調整のうえ、物件の引渡しをします。

名古屋市民休暇村管理公社での直接引渡しとなるため、運搬等に必要なことは落札者において事前に準備してください。なお、運搬等にかかる一切の費用は、落札者の負担とします。

【引取日】

契約締結後から令和8年3月31日(火)までのうち、総務課の指定する日時

【指定場所】

おんたけ休暇村 セントラルロッジ 第2駐車場

12 留意事項

- (1) 物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、必ず現地確認をし、その状況を承知のうえ、申込みしてください。
- (2) 売払物件の中に購入希望のない物品が含まれている場合でも、落札者は全ての物品を引き取ってください。
- (3) 契約不適合が落札者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、落札者は、補修請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (4) 売買契約締結の日から売払物件引渡しの日までの間において、休暇村の責めに帰することのできない理由により、売払物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。